

所有権留保(ディーラー自社所有)販売から一般ユーザー販売に変更する場合(窓口申請)

所有権留保(ディーラー所有)販売から一般ユーザー販売に変更するためには、

窓口申請(最終譲渡)になっている譲渡証を窓口申請(譲渡継続)に訂正
購入者(AIRAC利用者でない信販会社等も含む)を譲受人として登録
の流れで処理を行う必要があります。

窓口申請(最終譲渡)になっている譲渡証を窓口申請(譲渡継続)に訂正

1. 利用登録者専用手続きメニュー画面



【譲渡証1件登録/訂正/削除】ボタンをクリックします。

2. 検索画面



車台番号(型式相当部分も含めて全桁)を半角文字で、車名を全角文字で入力して、【訂正】ボタンをクリックします。

3. 新規登録用の譲渡証情報訂正画面



必要項目を入力します。

- ・申請種別(譲渡状況): **窓口申請(譲渡継続)**を選択します。
- ・車両特定番号: OSS申請用の項目なので、窓口申請であれば入力不要です。

また、譲受人情報に自社名が表示され、入力できない状態になっていることを確認してください。

必要項目の入力後、【訂正】ボタンをクリックします。

申請種別(譲渡状況)
必須

現在の状態: 窓口申請(最終譲渡)

未報告(譲渡継続) OSS申請(最終譲渡) 窓口申請(譲渡継続) 窓口申請(最終譲渡)

※OSS申請(最終譲渡)がチェックされている場合、OSS等から照会があれば報告します。

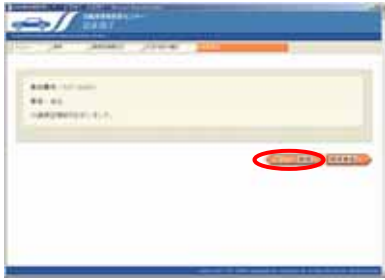
※窓口申請及び紙の譲渡証明書へ切り替える場合は、窓口申請(最終譲渡)、窓口申請(譲渡継続)のいずれかを選択します。

4. 訂正内容の確認画面



入力内容を確認後、【確認】ボタンをクリックします。

5. 訂正完了画面



この画面が表示されれば、訂正処理が無事完了したことになります。

【メニュー画面へ】ボタンをクリックし利用登録者専用手続きメニュー画面に戻った後、 の操作を行います。

購入者(AIRAC利用者でない信販会社等も含む)を譲受人として登録

「一般ユーザーへの譲渡販売」と同様の操作を行います。

の操作で誤って未報告(譲渡継続)を選択して訂正完了してしまった場合、その結果が支局等に反映されるまで1~2時間程度を要します。その反映が終わるまで の操作は行えませんので、「検索条件に一致する証明書は報告済みのため、処理できません。」というメッセージが表示された場合は、時間をおいてから再度操作を行っててください。(の操作から1~2時間経っても状況が変わらない場合には、AIRACにお問合せください。)